

財団法人岩手生物工学研究センター寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、財団法人岩手生物工学研究センターと称し、英文名を Iwate Biotechnology Research Center という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県北上市成田 22 地割 174 番地 4 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岩手県設置の試験研究機関のバイオテクノロジー応用化研究を支援促進するため、バイオテクノロジーに関する基礎的研究を行い、もって岩手県の農林水産業、食品工業等の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) バイオテクノロジーに関する基礎的研究
- (2) バイオテクノロジーに関する調査及び情報の収集
- (3) バイオテクノロジーに関するセミナー等の開催
- (4) バイオテクノロジーに関する研修の実施
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(業務運営の基本原則)

第5条 この法人の業務は、法令及びこの寄附行為に定めるところに従い、適正な運営を旨とするとともに、農林水産業、食品工業等に関する岩手県の施策と一体性をもって運営されなければならない。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債その他の確実な有価証券の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、岩手県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に岩手県知事に報告しなければならない。この場合において、財産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(借入金)

第14条 その会計年度の収入をもって償還する借入金（以下「短期借入金」という。）の限度額は、あらかじめ理事会の議決により定める。

2 短期借入金以外の借入金は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て借り入れるものとする。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、特別参与及び職員

(役員)

第 17 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第 18 条 理事長は、岩手県農林水産部長の職にある者をもって充てる。

- 2 理事長以外の役員は、評議員会において選任する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事の中から理事長が指名する。
- 4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を岩手県知事に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を岩手県知事に届け出なければならない。

(職務)

第 19 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、副理事長を補佐するとともに、副理事長に事故があるとき、又は副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は岩手県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第 20 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
(役員報酬等)

第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(特別参与)

第23条 この法人に特別参与を置くことができる。

- 2 特別参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 特別参与は、この法人の運営に関する案件について理事長の求めに応じ、意見を述べる。
- 4 特別参与には、前条の規定を準用する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、所要の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第19条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第34条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第20条から第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第30条から第33条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、か

つ、岩手県知事の承認を得なければ変更することができない。

(解散)

第 37 条 この法人は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 38 条 この法人が解散したときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、岩手県に寄附するものとする。

(備付け書類及び帳簿)

第 39 条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、特別参与及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第 8 章 補則

(委任)

第 40 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず平成 5 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 11 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日一部変更承認）

この寄附行為は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 月 29 日一部変更承認）

この寄附行為は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日一部変更承認）

この寄附行為は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日一部変更承認）

この寄附行為は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則 (平成11年6月1日一部変更承認)

この寄附行為は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則 (平成11年8月20日一部変更承認)

- 1 この寄附行為は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。
- 2 この寄附行為施行の際、現に役員（理事長を除く。）である者は、第18条第2項の規定により選任されたものとみなす。
- 3 この法人の当初の評議員の任期は、第34条第3項において準用する第20条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則 (平成13年4月1日一部変更承認)

この寄附行為は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日一部変更承認)

この寄附行為は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。